

リニューアル！！相談センターの予約サイトが刷新されます

総合法律相談センター運営委員会 副委員長 井崎 康孝

月刊大阪弁護士会2023年（令和5年）11月号にてお知らせしておりました、総合法律相談センター（以下「相談センター」といいます。）の法律相談の予約サイトのリニューアルが完成しました（以下、変更後の予約サイトのことを「新サイト」といいます。）。

2025年（令和7年）1月29日に公開し、翌日から1か月先までの予約を受け付けていきます。

以下、あらためて新サイトの内容をご説明しますので、会員の皆様にはご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

変更することにした背景につきましては、月刊大阪弁護士会2023年（令和5年）11月号をお読みください。

変更のポイント

- 1 市民が予約サイトで希望する相談分野、日時、場所等を入力し、条件に当てはまる弁護士を一覧で確認したうえ、希望する弁護士への相談を予約できます。
- 2 一覧では、氏名、性別のほか、分野別登録、専門相談名簿への登録、重点取扱分野等の情報が表示され、また、「弁護士詳細情報」のボタンをクリックすれば会員検索システムにおける会員の検索結果画面にジャンプします。
- 3 市民向けには専門相談の枠はなくなります（もともと、対内的には割当のために専門相談の枠は残ります。）。

1 変更の内容

(1) 概要

新サイトでは、法律相談を担当する弁護士の氏名、性別のほか、分野別登録、法律相談の担当分野（専門相談の登録分野）、重点取扱分野等の情報が表示され、相談希望者が、それらを確認したうえ、自分が希望する弁護士の法律相談の予約ができるようになります。

新サイトの画面は、資料1及び資料2のとおりです。

(2) 条件入力画面（資料1）

資料1は、相談希望者が希望する条件を入力するページです。

（資料1）条件入力画面

相談希望者がこのページで「相談内容」（相談分野）、「相談場所」、「日付」、「時間」、「事務所所在地」、「弁護士の性別」のうち希望する条件を入力し、必要に応じて「オンライン相談利用希望」及び「法テラス利用希望」にチェックを入れたうえ、「この条件で探す」のボタンを押すと、それらの条件に合致する相談担当者の一覧（資料2）が表示されます。

相談希望者は、条件の一部または全部を空欄にしたまま検索することも可能です。

近年は郊外型事務所も増えており、継続相談や直受後の利便性を考える相談希望者のために「事務所所在地」も検索条件に加えました。また、市民へのアンケートでは担当弁護士の性別を確認したいとのニーズも高かったため、「弁護士の性別」も検索条件に加えることにしました。

(3) 検索結果画面 (資料2)

資料2は、相談希望者が指定した条件に合致した相談担当者が、一覧で表示されたページです。条件に合致する相談担当者が複数いる場合、基本的には相談日時の近いものから順に表示されます。

(資料2) 検索結果画面

ア 氏名、性別について

当会に登録されている氏名及び性別の情報が表示されます。

イ 取扱分野について

取扱分野については、「分野別登録」、「法律相談の担当分野」（専門相談の登録分野）及び「重点取扱分野」の三種類の情報が表示されます。市民はこれらの名称に馴染みがないと思われるため、画面中のそれぞれの名称の横の「？」マークにカーソルを合わせると、「分野別登録とは・・・」、「法律相談の担当分野とは・・・」、「重点取扱分野とは・・・」といった説明が小窓で表示されます。相談希望者が検索条件として相談分野を入力していた場合、資料2の画面では当該相談分野にマーカーが付きます（資料2は相談希望者が「遺言・相続」で検索した場合の例で

す。).

(ア) 分野別登録

「分野別登録」は、2019年（令和元年）7月に当会が独自に開始した制度で、当会が直近の実務要件及び研修要件を審査したうえで登録するものです。現在のところ、登録分野は6つ（交通事故、労働、離婚、遺言・相続、倒産・再生及び知的財産）に限られ、また登録者数も120名程度に止まっていますが、「その分野に詳しい弁護士を知りたい」という市民のニーズに最も合致する情報であると考えられることから、新サイトでは分野別登録の情報を最も上に表示するようにしました。これを機に、未登録の会員におかれましてはぜひ登録を検討いただきたいと思います。

(イ) 法律相談の担当分野

「法律相談の担当分野」は、現在弁護士会館で実施している交通事故、労働、離婚、サラ金等の専門相談の登録分野のことです。分野毎に一定の研修要件（一部の分野は実務要件も）を充たした会員は、自動的に名簿に登録されています。当会は対外的には「専門」という表示をしていませんので、新サイトでは「法律相談の担当分野」と表示することにしました。各種専門相談の名簿に登録されている会員が、会員専用サイトで当該専門相談への割当を「希望する」にチェックすると、その分野が当該会員の「法律相談の担当分野」として登録され、検索結果にヒットするとともに、新サイトの「法律相談の担当分野」に自動的に当該分野が表示されることとなります。

なお、新サイトの開始とともに、対外的には「枠」で設ける専門相談はなくなりますので、市民から見れば全て一般相談になります（もっとも、対内的には、割当の調整のために専門相談「枠」は残し、会員の皆様には従前どおり会員専用サイトで割当の希望を確認しています。).

このような変更を行った結果、新サイトでは、会員の皆様が割当を受けた枠の専門分野以外の分野であっても、サイトを見た市民から相

談の予約が入りうることとなります。このことは事務所待機型の専門相談であっても同様です。たとえば、「離婚」、「遺言・相続」及び「医療」の専門相談名簿に登録されていて、いずれも割当を希望していた場合、医療の相談担当日に、離婚、遺言・相続の相談の予約が入りうることとなります（ただし、交通事故の専門相談枠については、日弁連交通事故相談センターが主催のうえ無料で相談を実施していますので、新サイト開始後も、同枠には交通事故相談の予約のみを受け付けます。）。

ウ) 重点取扱分野

「重点取扱分野」は、当会がホームページで市民向けに提供している「会員検索システム」において、会員が自身で「重点取扱分野」として登録した内容がそのまま表示される仕組みになっています。重点取扱分野は原則として5個まで（それ以外にプロボノ分野については11個まで）登録でき、会員専用サイトから各自いつでも登録できます。現在、重点取扱分野を登録していない方が多いですが、新サイトでは同分野の情報が開示されますので、これを機に登録を検討いただきたいと思います。

もっとも、「分野別登録」または「法律相談の担当分野」に取扱分野があるもの（交通事故、労働、離婚、遺言・相続、倒産・再生、知的財産、サラ金、消費者、医療、犯罪被害者、外国人、生活保護及び建築）については、これらの登録情報を優先し、「分野別登録」または「法律相談の担当分野」に登録がある会員のみが、資料2の相談担当者の一覧に表示されることとします。これらに対応する分野に「重点取扱分野」のみしか登録のない会員は相談担当者の一覧には表示されませんので、ご留意願います（たとえば、相談希望者が相談分野として「遺言・相続」を選択して検索した場合の相談担当者一覧には、「分野別登録」または「法律相談の担当分野」（専門相談の登録分野）のいずれかに「遺言・相続」の登録がある会員しか表示されず、「重点取扱分野」のみに「遺言・

相続」が登録されている会員は表示されません。）。

ウ 弁護士詳細情報について

より詳細な情報を求める市民のニーズに応えるため、「弁護士詳細情報」のボタンをクリックすれば、当会の「会員検索システム」における当該会員の検索結果画面にジャンプするようにしました。同システムには、事務所の名称、住所、電話・FAX番号、登録年、修習期のほか、会員が希望すれば顔写真、メールアドレス、HPアドレス、取扱分野、自由文等も掲載可能です。現在、会員検索システムに詳細な情報を登録していない方が多いですが、新サイトでは会員検索システムとリンクされますので、これを機に詳細な情報の登録を検討いただきたいと思います（会員専用サイトの会員情報ページで登録できます。）。

エ 相談場所について

相談希望者の利便性を考え、相談場所の住所も表示されるようにしました。事務所待機型相談の場合、担当弁護士の事務所の名称及び住所が表示されます。

オ オンライン相談対応可、法テラス利用可について

相談希望者の利便性を考え、オンライン相談が可能な相談枠、法テラスが利用可能な相談枠には、それぞれその旨表示されるようにしました。必要事項を入力していく途中で、法テラスのホームページにリンクして相談希望者が資力要件等を確認できるようになっています。

2 相談担当者の変更について

新サイトでは、市民の多くは、自ら選んだ弁護士への相談を期待して予約することが想定されます。そのため、相談の予約が入った後に担当弁護士が変更する場合には、予約した相談希望者に、①当初の担当弁護士の法律事務所に別の日時に相談をするか（この場合、待機型相談と同様の取扱いとします。）、または②

別の弁護士であっても当初の予約を維持するかを選択していただきます。

このように、新サイトでは、相談担当者の変更があると弁護士会事務局が①②の確認をする手間が生じることとなりますので、相談を担当される会員の皆様には、これまで以上にスケジュール管理に留意いただき、相談日直前の担当の変更は極力控えていただきますようお願いいたします。

なお、予約は相談当日の1か月前から入れることができ、担当日に予約が入った会員には、会員専用サイトのトップページの「予定カレンダー」の箇所及び「割当」→「相談予定」のページに「予約あり」と表示させますのでご参考にしてください。

3 さいごに

以上のように相談センターの予約サイトで担当弁護

士の情報等を開示することについては、慎重なご意見もあろうかと思えます。

しかし、月刊大阪弁護士会2023年（令和5年）11月号でご説明のとおり、市民の多くは今でも相談センターへの相談を希望しており、その相談希望者の多くが担当弁護士の情報の事前開示を希望している以上は、必要な改革であると考えています。

割当枠の専門相談分野以外の相談であっても予約することが可能になりましたので、相談希望者にとっては希望日に近い予約候補日時が多くなるメリットもありますし、これらの相談希望者の利便性向上により相談件数及び受任率が増加すれば、会員、特に若手会員の業務獲得の機会にも繋がります。

何卒、新サイトへのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

年末年始の図書室閉室に伴う貸出日数変更について

大阪弁護士会 会長 大砂 裕幸
同 図書委員会 委員長 堂山 健

年末年始の図書室閉室に伴い、図書の貸出日数を以下のとおり変更させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

※ 12月9日（月）～12月12日（木）の貸出は、蔵書点検のため貸出日2週間後の12月23日（月）～12月26日（木）が返却期限となります。

貸出日		返却日
12月13日（金）	→	2025年1月6日（月）
12月16日（月）～12月20日（金）		蔵書点検のため閉室
12月23日（月）	→	2025年1月7日（火）
12月24日（火）	→	2025年1月8日（水）
12月25日（水）	→	2025年1月9日（木）
12月26日（木）	→	2025年1月10日（金）
12月27日（金）～2025年1月5日（日）		閉室
以後平常どおり		